

委員会審査

条例

議案第2号
鶴ヶ島市行政不服審査会条例について

行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき、鶴ヶ島市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

Q 委員の選任方法は。

A 総務人権推進課長 弁護士や大学教授などの専門性を持った方々を考えており、選任母体に対して推薦を依頼し、決めたい。

議案第3号
鶴ヶ島市行政不服審査制度に係る書面の交付に関する手数料条例について

行政不服審査法第38条第4項の規定による書面の交付に関する手数料の額を定めるものである。

議案第4号
鶴ヶ島市個人情報保護条例及び鶴ヶ島市情報公開条例の一部を改正する条例について

個人情報保護制度及び情報公開制度における不服申立てについて、行政不服審査法第9条に規定する審理員による審理制度の適用を除外すること及び用語の整理をするものである。

議案第5号
鶴ヶ島市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

最低賃金の引上げを勘案した一

般職非常勤職員の月額報酬額の改定及び地方公務員法の一部改正に伴う引用条項の整理をするものである。

Q 一般職非常勤職員と臨時職員を常勤の職員に換算する何人になるか。

A 人事課長 平成28年度の一般会計では、一般職非常勤職員が192人、臨時職員が22人の合計214人となる。

議案第7号
鶴ヶ島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法の一部改正に伴う人事行政の運営等の状況に関する公表すべき事項の追加及び行政不服審査法の全部改正に伴う用語の整理をするものである。

議案第8号
鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

男性職員の育児への積極的な参加を推進するため、男性職員の育児参加のための特別休暇を設けること及び地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項の整理をするものである。

Q 本特別休暇の近隣市の導入状況は。

A 人事課長 県内40市中、33日が導入しており、全て5日の

範囲内となっている。

Q 管理職も取得可能なのか。また、本市では支給されていない管理職の時間外勤務手当、休日手当及び夜間手当の検討は。

A 人事課長 今回の改正部分は管理職も取得できる。また、管理職への時間外、休日及び夜間の手当については、今後、十分に検討していきたい。

議会の議員その他非常勤の職員の一部を改正する条例について

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、条例により支給される傷病補償年金又は休業補償と法律により支給される障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改正するものである。

議案第10号
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員及び埼玉県職員の給与改定に合わせるため、一般職の職員の給与改定を行うものである。

議案第11号
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員及び埼玉県職員の給与改定に合わせるため、一般職の職員の給与改定を行うこと及び地方公務員法の一部改正に伴い、等級別基準職務表を定めること等をするものである。

Q 給料表の改定と勤勉手当の引上げを27年4月1日に遡って

適用することに伴う差額の支払時期は。

A 人事課長 27年度内に支払いたいと考えている。

Q 職員組合との合意状況は。

A 人事課長 交渉を重ね、合意に至っている。

Q 給料表の特例の内容は。

A 人事課長 給料表の引下げ幅が大きいため中高年層について、新たな給料月額が適用日前日の額を下回るものに対し、30年3月31日まで現給保障を行うものである。

議案第11号
鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例及び鶴ヶ島市議政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市特別職報酬等審議会の答申を尊重しつつ、議員の資質を高めるため、議員報酬の月額の改定及び政務活動費の交付額の増額を行うとともに、職員との均衡を図るため、期末手当の支給割合の改定をするものである。

Q 議員報酬は、議員活動の対価であり、議会での議論と市民への提示が必要である。議・議案として議員が提出することの公平性と市民の声に耐え得る背景はあるのか。

A 提出議員 議・議案を提出するに当たり、党派公明党として手分けをして十数人の方にご意見を伺った。その中の1人から

「増額には反対だが、今後頑張るのであれば、理解をする」との言葉をいただいた。それをもって市民の声を聴いたとか、公平性を確保したとは言えないが、努力はした。

議案第12号
鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市特別職報酬等審議会の答申を踏まえた議員報酬の月額の改定及び職員との均衡を図るため期末手当の支給割合の改定をするものである。

Q 議員報酬の改定の経緯は。

A 人事課長 議員報酬は平成8年以降改定されていない。19年1月、特別職報酬等審議会から近隣市等と比較して相対的に低く、議員の職責に対する適正な報酬という観点から増額の答申があったが、社会経済情勢、市長等が給料の減額を行っていたことなどから改定を行わなかった。

26年度、改めて同審議会において県内類似団体における報酬額の比較、職責、昨今の景気動向や市民感情の点から意見交換がなされ、増額改定の答申を頂き、改定議案を提出した。しかしながら、議案の根拠資料に誤りが発覚したため、議案を撤回し、今回、再度、同審議会から答申を頂いたものである。

Q 特別職報酬等審議会の位置付けは。

3つある。